第三章第二節中第十九条の十九の次に次の一条を加える。

第十九条の二十　沖縄電力は、基準託送供給料金を電源開発促進税の変動額を基に変更しようとするときは、第三条から第七条まで及び第十九条の三から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に基準託送供給料金を算定することができる。

2　沖縄電力は、電源開発促進税の変動額について、基準託送供給料金を算定した際に第四条第二項第七号（前条第二項において準用する場合を含む。）及びこの項の規定により算定された額を基に算定した電源開発促進税の変動額を算定し、様式第九により電源開発促進税変動額総括表を作成しなければならない。

3　沖縄電力は、前項の規定により算定された電源開発促進税の変動額を、送電関連可変費として整理し、様式第十の二により特定送電関連費明細表を作成しなければならない。

4　沖縄電力は、前項の規定により整理された送電関連可変費の額から、基準託送料金を算定した際に第十九条の六第六項第二号（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により抽出した場合はその割合）により特別高圧需要に係るものを抽出し、特定送電関連変動可変費に整理しなければならない。

5　沖縄電力は、送電関連費について、前項の規定により整理された特定送電関連変動可変費を基に、様式第十一の二により特定送電関連費特別高圧需要計算表を作成しなければならない。

6　料金は、特別高圧需要の前項の規定により整理された特定送電関連変動可変費と基準託送供給料金を算定した際に第三条第一項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特別高圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における特別高圧需要の料金収入の変動分を基に算定した原価算定期間における特別高圧需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　沖縄電力は、基準託送供給料金を算定した際の送電関連特別高圧需要原価等及び特定送電関連変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定送電関連変動可変費を基に、送電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金を設定しなければならない。

一　沖縄電力の供給区域内の特別高圧需要に応ずる供給（次号の供給を除く。）に係る料金

二　沖縄電力の供給区域内の特別高圧需要に応ずる供給であって、当該供給区域内の電気の潮流状況を改善するものである場合の前号の料金からの割引額

8　沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9　沖縄電力は、第七項第一号に掲げる料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。

10　沖縄電力は、その供給区域の送電関連設備の利用状況を踏まえ、当該設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合については、第七項第一号に掲げる料金と異なる料金を、特定電気事業又は特定規模電気事業を営む者が同号に掲げる料金に代えて選択しうるものとして、定めることができる。

第四章第一節中第二十九条の二の次に次の一条を加える。

第二十九条の二の二　事業者は、変動範囲内発電料金及び変動範囲外発電料金（以下この条において「変動範囲内発電料金等」という。）を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二十条から第二十九条の二までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定することができる。

一　燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下同じ。）

二　地帯間購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下同じ。）

三　他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下同じ。）

四　地帯間販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下同じ。）

五　他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下同じ。）

2　事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下「特定変動範囲関連変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十二により特定変動範囲関連変動額総括表を作成しなければならない。

一　事業者は、燃料費の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第一項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する第一次整理原価における額及びこの号の規定により算定した石油石炭税変動相当額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二　事業者は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する購入販売電源項目として算定された額及びこの号の規定により算定した石油石炭税変動相当額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三　事業者は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する購入販売電源項目として算定された額及びこの号の規定により算定した石油石炭税変動相当額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

3　事業者は、前項の規定により算定された特定変動範囲関連変動額を、特定変動範囲関連可変費として整理し、様式第十三により特定変動範囲関連可変費明細表を作成しなければならない。

4　事業者は、変動範囲内発電料金等を算定した際の変動範囲関連総固定費及び変動範囲関連総可変費の合計額並びに特定変動範囲関連可変費並びに前項の規定により整理された特定変動範囲関連可変費を基に、別表第二に掲げる式により、変動範囲内発電料金を設定しなければならない。

5　事業者は、前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる式を基に、電気の使用形態の差異を勘案して設定した基準により、変動範囲内発電料金を設定することが適当である場合であって、当該基準を経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により当該変動範囲内発電料金を設定することができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

6　事業者は、別表第二に掲げる式を基に、季節別及び時間帯ごとの使用実態を勘案して設定した基準により変動範囲外発電料金を設定し、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

第二十九条の五　沖縄電力は、変動範囲内発電料金及び変動範囲外発電料金（以下この条において「変動範囲内発電料金等」という。）を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二十九条の三又は前条第二項において準用する第二十条、第二十一条及び第二十四条から第二十九条までの規定並びに第二十九条の三及び前条の規定にかかわらず、当該変動額を基に変動範囲内発電料金等を算定することができる。

一　燃料費の変動額

二　地帯間購入電源費の変動額

三　他社購入電源費の変動額

四　地帯間販売電源料の変動額

五　他社販売電源料の変動額

2　沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下「特定変動範囲関連変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十二により特定変動範囲関連変動額総括表を作成しなければならない。

一　沖縄電力は、燃料費の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第一項（前条第二項において準用する第一次整理原価における額及びこの号の規定により算定した石油石炭税変動相当額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二　沖縄電力は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する購入販売電源項目として算定された額及びこの号の規定により算定した石油石炭税変動相当額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三　沖縄電力は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、変動範囲内発電料金等を算定した際に整理された第二十条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する購入販売電源項目として算定された額及びこの号の規定により算定した石油石炭税変動相当額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。